

固定資産税の縦覧・閲覧制度について

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧について

固定資産税の納税者が、他の土地や家屋の評価額との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価額が適正かどうかを判断していただくために、次のとおり縦覧を行っています。

なお、課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に宜野座村固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

注：固定資産税が非課税である土地や家屋をお持ちの方、免税点未満の土地や家屋をお持ちの方は縦覧の対象者となりませんのでご注意ください。

- (1) 期 間：4月1日から最初の納期限(5月31日)の日まで(ただし、土日祝日及び村役場の閉庁日を除く)
- (2) 時 間：午前9時から午後5時まで ※12時～13時を除く
- (3) 場 所：宜野座村役場 村民生活課
- (4) 手数料：無料
- (5) 持参していただくもの：
 - ア) 納税者本人：運転免許証等の本人が確認できる書類、納税通知書
 - イ) 代 理 人：納税者直筆の委任状、代理人の運転免許証等の本人確認ができる書類
 - ウ) 法人の場合：運転免許証等の本人が確認できる書類、代表者直筆の委任状

固定資産税課税台帳の閲覧について

納税義務者等が自己の資産について固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度です。

なお、納税通知書と一緒に「課税物件明細書」を毎年お送りしておりますので、課税物件明細書でも課税台帳に登録された内容を確認することができます。

- (1) 期 間：4月1日から翌年3月31日まで、年間を通して閲覧が可能です。
(ただし、土日祝日及び村役場の閉庁日を除く)
- (2) 時 間：午前9時から午後5時まで(12時～13時を除く)
- (3) 場 所：宜野座村役場 村民生活課
- (4) 手数料：有料(縦覧期間中は無料)
- (5) 持参していただくもの：
 - ア) 納税者本人：運転免許証等の本人が確認できる書類
 - イ) 代 理 人：納税者直筆の委任状、代理人の運転免許証等の本人確認ができる書類
 - ウ) 借地人・借家人：賃貸契約書等、借地人・借家人の本人確認ができる書類

閲覧できる方	閲覧できる範囲
納税義務者	当該納税義務に係る固定資産
納税義務者の相続人	当該納税義務に係る固定資産
納税管理人	当該納税義務に係る固定資産
借地人(現に対価を支払っている者)	当該権利の目的である土地

借家人(現に対価を支払っている者)	当該権利の目的である家屋及びその敷地である 土地
固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者	当該権利の目的である固定資産
上記の方の代理人	委任者の閲覧できる範囲